こちらに事業者名を入力してください

事業者名

**住宅宿泊事業を実施するにあたり、法令の遵守はもとより、周辺地域の良好な生活環境の確保等のため、以下の事項に取り組みます。**

**１　基本情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **取組事項** | **実施の有無** | **備考** |
| （１） | 住宅宿泊事業法第４条各号（欠格事由）への該当①　精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者③　当該法等の違反により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。）④　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者⑤　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者⑥　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑤のいずれかに該当するもの⑦　法人であって、その役員が①～⑤までのいずれかに該当する者があるもの⑧　暴力団員等がその事業活動を支配する者 | [ ] 　該当しない | ・法定事項 |
| （２） | （事業者が）賃借人又は転借人である場合、賃貸人及び転貸人の承諾 | [ ] 　承諾を得る[ ] 　既に得ている[ ] 　該当しない | ・法定事項 |
| （３） | 二以上の区分所有者が存する建物において事業を行う場合、管理規約に反しないことや住宅宿泊事業を禁止する意思がないことの確認 | [ ] 　確認する[ ] 　既に確認している[ ] 　該当しない | ・法定事項 |
| （４） | 消防法令適合通知書の申請 | [ ] 　申請する | 【申請日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日【交付日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日 |
| （５） | 消防法令適合通知書の交付に伴う合同立入検査の立会 | [ ] 　立ち会う | 【検査実施日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日 |
| （６） | 住宅宿泊事業専用のごみ置き場の設置 | [ ] 　設置する | 【設置確認日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日 |
| （７） | 事業系ごみ、産業廃棄物等の適正排出、処理（収集、処理業者と契約） | [ ] 　実施する | ・廃棄物を適正に処理しない場合、廃棄物処理法に基づき、罰則が科せられます。 |
| （８） | 周辺住民に対し、住宅宿泊事業を営む旨の事前説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| ①施設内に、事業の用に供する居室以外の居室がある場合、その居室の使用者への説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）[ ] 　該当しない実施しない場合は実施しない理由を入力してください　 |
| ②施設の敷地境界線から２０m以内の範囲に存する建物の使用者への説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）[ ] 　その他（　　　　　ｍ以下の範囲に存する建物の使用者へ説明する） |
| ③対面による周辺住民への説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください実施しない場合は実施しない理由を入力してください具体的な実施内容を入力してください[ ] 　その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （９） | 適切な保険（火災保険、第三者に対する賠償責任保険等）への加入 | [ ] 　加入する[ ] 　加入しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）[ ] 　その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）具体的な実施内容を入力してください |

**２　適切な施設運営**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **取組事項** | **実施の有無** | **備考** |
| （１） | 公衆の見やすい場所への、緊急連絡先を記載した標識の掲示 | [ ] 　実施する | ・法定事項【掲示確認日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日 |
| ①共同住宅の場合、共用エントランスや集合ポスト等への標識の掲示 | [ ] 　実施する[ ] 　該当しない | 【掲示確認日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日 |
| （２） | 各室の床面積に応じた宿泊者数の制限 | [ ] 　実施する | ・法定事項 |
| （３） | 時間貸し | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない |
| （４） | 宿泊者名簿の作成および三年間保存。また、日本国内に住所を有しない外国人について国籍及び旅券番号の宿泊者名簿への記載 | [ ] 　実施する | ・法定事項 |
| ①チェックイン時の対面による本人確認 | [ ] 　実施する実施しない場合は実施しない理由を入力してください[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | ②未成年者の宿泊について、保護者の同意を必要とするなどの制限 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| ③日本国内に住所を有しない外国人宿泊者について、旅券の写しと宿泊者名簿の保存 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （５） | 過度なネオン照明や広告等の表示 | [ ] 　実施しない[ ] 　実施する |
| （６） | 宿泊者からの問合わせや宿泊者に対する注意喚起ができるよう、常時応対できる電話等の備付け、連絡先の掲示 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| （７） | 空調設備等の定期点検、適切な管理 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| （８） | 空調設備等の近隣に配慮した位置への設置　 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください |

**３　周辺地域の良好な生活環境の確保に関する取組**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **取組事項** | **実施の有無** | **実施内容** |
| （１） | 騒音の防止、廃棄物の処理、火災の防止、その他配慮すべき事項について、書面の備付け等による宿泊者への説明 | [ ] 　実施する | ・法定事項【掲示確認日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日 |
| ①書面等の備付けにあたって、宿泊者の目につきやすい場所への掲示 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない | 【掲示確認日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日 |
| ②騒音の防止のため、配慮すべき下記の事項について宿泊者への説明・大声での会話を控えること・バルコニー等屋外での宴会を開かないこと・住宅内は楽器を使用しないこと・深夜早朝の出入りを控えること・深夜、早朝に窓、ドアを閉めること・深夜、早朝はテレビ等の音量を控えること・ドア、雨戸等の開閉音に注意すること | [ ] 　実施する[ ] 　一部実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| ③近隣に教育施設、医療施設、福祉施設がある場合、騒音の防止等について施設の行事や利用状況に配慮した内容の説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください[ ] 　該当しない（近隣に教育施設、医療施設、福祉施設等が存在しない） |
| ④廃棄物の処理について、適正な分別方法についての掲示 | [ ] 　実施する | 【掲示確認日】（市が確認して記載）　　　　年　　　　月　　　　日 |
| ⑤火災の防止について、ガス元栓開閉方法、初期消火方法、避難経路、通報措置等の説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください実施しない場合は実施しない理由を入力してください実施しない場合は実施しない理由を入力してください実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| ⑥喫煙場所についての説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑦性風俗サービスを届出住宅内で利用しないことについての説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑧宿泊者以外の者の入室制限（出張サービス等）について宿泊者への説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑨外国人観光旅客である宿泊者に対して、外国語による説明（ただし、日本語を指定した場合を除く） | [ ] 　実施する | ・法定事項 |
| ⑩外国人観光旅客である宿泊者に対する、外国語を用いた設備の使用方法、交通手段に関する情報、災害時における通報連絡先に関する案内 | [ ] 　実施する | ・法定事項 |
| ⑪近隣からの苦情があった場合、必要により立入検査に応じるよう宿泊者への説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| ⑫注意等を行っても改善しない場合、退去させることができることとし、その旨のあらかじめの宿泊者への説明 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| ⑬対面による宿泊者（外国人観光旅客を含む）への説明 | [ ] 　実施する[ ] 　一部実施する（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）具体的な実施内容を入力してください[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （２） | 衛生管理に関する知識の習得に努め、宿泊者に感染症の疑いがある場合において、直ちに保健所への通報 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| （３） | 業務改善の指導や命令を受けた場合において、直ちに必要な改善の措置 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください |

**４　周辺地域の住民からの苦情等への対応に関する取組**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **取組事項** | **実施の有無** | **備考** |
| （１） | 周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速な対応 | [ ] 　実施する | ・法定事項 |
| ①深夜早朝を問わず、常時、応対又は電話による対応（２４時間体制） | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| ②宿泊者が滞在していない間の、苦情、問合せについての対応 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ③滞在中の宿泊者の行為により苦情が発生している場合で、当該宿泊者に対して注意等を行っても改善がなされないような場合、現場に急行して退去を求める等の必要な対応 | [ ] 　実施する[ ] 　実施しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実施しない場合は実施しない理由を入力してください |
| ④苦情及び問合せが、緊急の対応を要する場合、必要に応じて警察署、消防署、医療機関等の然るべき機関に連絡し、自らも現場に急行して対応する体制の整備 | [ ] 　概ね１０分以内に、現場に到着できる体制を整備する[ ] 　概ね３０分以内に、現場に到着できる体制を整備する[ ] 　概ね６０分以内に、現場に到着できる体制を整備する |
|  |  | [ ] 　その他（概ね　　　分以内に、現場に到着できる体制を整備する）　[ ] 　緊急時だとしても現場に急行する体制を整備しない |
| （２） | 苦情対応記録の作成、保存 | [ ] 　記録を作成し保存する（保存期間　　　　　年以上）　　[ ] 　記録を作成しない（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）作成しない場合は作成しない理由を入力してください |